

府要約筆記者の登録等について

資料 2

これまでの経過	課題	対応案
<p>・ H25～26 年度に、府・大阪市・堺市の合同で、登録試験を実施。</p> <p>→登録試験の点数が 60%以上の者を合格として要約筆記者に認定。</p> <p>30%以上 60%未満の者を要約筆記者「補」として取扱い。）</p> <p>・「補」を設定した理由は、「者」をめざすモチベーションの向上等。</p> <p>・なお、「補」も現任研修（年 4 回の</p>	<p>・今年度末にすべての「補」が更新年限を迎える。</p> <p>・H29 年度に活動実績がある「補」は、1 人（1 回のみ派遣、現任研修は未受講）。</p> <p>・今年度、現任研修を受けた「補」は、9 人。</p>	<p>・今年度は、これまでどおり登録調書の提出によって、「補」の更新を認める。</p> <p>・要約筆記者の障がい者計画上の目標値を見直し（H29 年度末までに 350 人→H32 年度末までに 15 人）を行ったことなどを踏まえ、「補」の扱いについては、H31 年度をもって終了（「補」の更新年限は、原則として、H31 年度限り）とする。</p>

うち、いずれか1回)を受講することを条件として、その翌年度において派遣することを可能とした。

- ・ H27 年度に全国統一試験に移行。
その際、3年間の更新年限を導入。
また、「補」は新規に発生させないこととした。

- ・ 府要約筆記者数は、124 人。
「補」は、65 人。

- ・ 登録調書の提出要請と併せて、周知する。
- ・ 「補」及び既受講者も養成講座の受講を認める。